

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（7月9日）」の
 「別表 事業者の皆様への要請及びお願ひ（3（3）②関係）」（7月21日変更分）
 新旧対照表

【変更前】

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市）以外の区域
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² 」のうち、 食品衛生法における飲食店営業の許可 を受けている店舗	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21時から5時」は営業しない。 ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 ・ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛。 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。 ・ 店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業 許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

【変更後】

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市）以外の区域
「飲食店※ ¹ 」・「遊興施設※ ² 」のうち、 食品衛生法における飲食店営業の許可 を受けている店舗	<p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「21時から5時」は営業しない。 ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。 ・ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛。 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。 ・ 店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。 ・ ただし、「千葉県飲食店感染防止対策認証事業」による認証を受けている店舗に対しては、以下の要請を行わない。 <u>「21時から5時」は営業しない。</u> <u>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。</u>